

副本

令和4年（行ウ）第302号・同第446号

神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求事件（第1事件）

原告 [redacted] 外9名

参加原告 [redacted]

被告 千代田区長

令和4年（行ウ）第338号

地方自治法に基づく住民訴訟事件（第2事件）

原告 [redacted]

被告 千代田区長

準備書面 (1)

令和4年12月23日

東京地方裁判所民事第2部Bd係 御中

被告指定代理人

阿部 孝 敬



同

合田 順



同

品治 正



同

須貝 誠 一



同

山本 恭 平



同

石綿 賢一郎



同

山 口 和 久  代

同

沼 田 竜 輔  代

同

高 木 裕 平  代

目 次

- 第 1 「第 2 請求の原因」に対する認否・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁
- 第 2 「第 4 (マ) 監査請求の結果」についての認否・・・・・・・・ 1 2 頁
- 第 3 本件申出書（第 2 事件訴状）に対する反論－請求の趣旨 1
項及び 2 項に係る反論－・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 頁
- 第 4 本件申出書（第 2 事件訴状）に対する反論－請求の趣旨第
3 項に係る反論－・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1 頁
- 第 5 結語・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4 頁

被告は本書面において、本件申出書（第2事件訴状）に対する認否・反論を行う。

以下、略語等は、本書面で新たに用いるもののほか、第1事件答弁書の例による。

第1 「第2 請求の原因」に対する認否

1 「1」及び「2」は認める。

2 「3」について

(1) 「(1)」について

ア 「ア」及び「イ」について

賑わいガイドラインが平成25年3月に策定されたこと、本件申出書に摘示されている内容が甲B2に記載されていることは認める。

イ 「ウ」について

千代田区が、令和3年9月15日に、賑わいガイドラインを甲B3のとおり修正する旨決定したこと（乙33）、一般論として、かような修正については、本件通り沿道の住民らが理解できる形で行われるべきであること（ただし、本件街路樹を伐採（一部移植）することにつき、住民への情報提供に欠けるところはなかったことは、第1事件答弁書第7の3(8)・35ないし37頁のとおりである。）、本件申出書に摘示されている内容が甲B4に記載されていること、及び、上記修正に当たり、意見公募（パブリックコメント）や住民説明会といった手続を経ていないことは認め、賑わいガイドラインの修正手続が参画・協働ガイドラインに違反するとの点は争う。

(2) 「(2)」はおおむね認める。ただし、I期区間において街路樹

が保存された経緯は第1事件答弁書第6の3ないし6・11ないし13頁のとおりであるところ、同区間の工事に係る債務負担行為（法214条）を含む予算案が千代田区議会において議決されたのは平成27年度のことである。

(3) 「(3)」について

ア 「ア」について

第1段落は、本件申出書に摘示されている内容が甲B2に記載されていることは認め、その余は不知。

第2段落は、おおむね認める。

イ 「イ」は認める。

3 「4」について

(1) 「(1)」について

ア 「ア」について

令和3年9月21日に開催された千代田区議会企画総務委員会における須貝課長、印出井部長及び千代田区議会議員である桜井ただし議員（以下「**桜井議員**」という。）の発言内容については甲B6に記載されている限りで認め、また、同日時点で、令和2年12月2日に開催された本件協議会（第17回）の議事録が、区議会議員らに開示されていなかったことは認め、桜井議員が須貝課長の答弁について、実際はどのように受け止めているか（本件申出書第2の4（1）ア・11頁参照）については不知。その余は否認ないし争う。詳細は、下記第3の2(2)のとおりである。

イ 「イ」について

(ア) 「(ア)」について

上記委員会での印出井部長の発言内容については甲B6に

記載されている限りで認め、また、本件申出書に摘示されている内容が道路整備方針（甲B9、乙5）に記載されていることは認め、地域の区民の間で全員一致と言っていいほどの共通理解が図られているとは到底言えない状況だったとの点については、現に、本件通り沿道の住民の全員が本件街路樹を伐採することに賛成しているわけではない（賛成派と反対派が存在する）という限りで認める。印出井部長の発言内容の趣旨については否認ないし争う。詳細は、下記第3の2(3)のとおりである。

(イ) 「(イ)」について

第1文は、おおむね認める。ただし、賑わいガイドラインにおいて、当初、「既存の街路樹を活用する」としていたのは、本件通り沿道のうち歴史・学術ゾーン（Ⅰ期区間及び本件工事区間が含まれる）のみである（甲B2・10頁参照）。

第2文は、「Ⅱ期区間に関して街路樹を伐採することが決まった」とあるのが、本件街路樹を全て更新する方向で本件工事を進めるという方針が固まったという趣旨であれば認める。

第3文は認める。

(ウ) 「(ウ)」について

本件申出書に摘示されている内容が道路整備方針（甲B9、乙5）に記載されていることは認め、その余は否認ないし争う。

参加原告がいずれの樹木も健全であり倒木のおそれはない旨主張しているのは間違いである。参加原告は、街路樹移植適性度診断カルテ（甲B10、以下「カルテ」とする。）の外

観診断のうち活力判定部分のみを見て、「健全」と主張していると思われるが、外観診断は活力判定を含む多くの診断内容を総合考慮して判定されるものであり、その結果は、カルテの外観診断表の下部の「外観診断判定」及び判定理由に記されている。本件街路樹31本のうち、「健全」と診断されたのは9本のみである（甲B16。なお、第1事件答弁書第6の18・19頁参照）。また、千代田区は、本件街路樹を移植できないからという理由のみで伐採するのではなく、安全安心に通行できる道路整備という本件工事の目的が、本件街路樹が既存の位置にあるままでは達成することができないこと、及び本件街路樹の移植適性度診断の結果、本件街路樹の根鉢内に上下水道やN T Tが通過しており移植ができないという理由で、本件工事の施行上必要だから伐採するものである。そして、そのことは、本件協議会における協議を経ており、また、千代田区民の代表機関である千代田区議会企画総務委員会においても報告され、審議されている（第1事件答弁書第6の9、12、16、17及び21・13及び15ないし19頁参照）。

(I) 「(エ)」について

印出井部長の答弁が虚偽であるとの点は否認ないし争い、その余の事実に関する主張はおおむね認める。下記第3の2(3)のとおり、印出井部長の「全会一致とっていいほどの共通理解が図られている」との発言のうち「全会一致」というのは、あくまで本件協議会において、本件街路樹を伐採（一部移植）することにつき異論はなかったことを意味しているものであり、その点について何ら虚偽はない。

(オ) 「(オ)」について

第1段落は、千代田区環境まちづくり部地域まちづくり課長である佐藤武男課長（以下「**佐藤課長**」という。）の答弁内容については甲B6・11頁に記載されている限りで認め、また、本件協議会の委員の中に本件工事区間の沿道に住む者がいないことは認めるが、そのことが理由で、「地域の区民の合意形成をすることに失敗している」との点は争う。

第2段落は、本件協議会の構成員の男女比が等しくないこと及び本件街路樹を伐採することに賛成する旨の本件協議会の意向と同街路樹の伐採に反対する一部の住民の意向とが合致しないという事実は認めるが、本件協議会が本件通り沿道地域を「代表しているとは言い難い状況である」との点は否認ないし争う。詳細は下記第3の4(6)のとおりである。

第3段落は、本件申出書に摘示されている内容が甲B14に記載されていることは認める。

第4段落は認める。

第5段落は、本件協議会の構成に問題があるという点及び同協議会が本件通り「沿道に住む区民を必ずしも代表しているとは言えない状況であった」との点は否認ないし争う。詳細は下記第3の4(6)のとおりである。

(カ) 「(カ)」は否認ないし争う。

ウ 「ウ」について

(ア) 第1段落ないし第4段落について

千代田区議会議員である小枝すみ子議員（以下「**小枝議員**」という。）、嶋崎秀彦議員（以下「**嶋崎議員**」という。）及び大串ひろやす議員（以下「**大串議員**」という。）並びに印出

井部長の発言内容については、甲B6に記載されている限りで認める。

(1) 第5段落について

千代田区職員が対話の下で道路整備を進めていないとの点、令和4年4月9日に実施された意見交換会において、話し合いを打ち切り、伐採推進派が退席したとの点、千代田区が2本の街路樹伐採を「強行した」との点は、いずれも否認ないし争う（その他、本件申出書で摘示されている千代田区職員の発言については、当該発言の日時や場所等が具体的に特定されていないため、認否不能である。）。また、当該意見交換会で途中退席したのは、伐採推進派のうち1名のみである。

本件工事に係る住民説明会や意見交換会が複数回開催されたことは、第1事件答弁書第6の28、32、33及び35・22及び23頁のとおりである。

さらに、第1事件答弁書第6の29、31、34、36及び37・22及び23頁のとおり、本件工事は、幾度かの一時中止措置を経たのち、本件工事契約に基づき適正かつ適切に現場着手されたものである。

(ウ) 第6段落は否認ないし争う。

(2) 「(2)」について

ア 「ア」について

本件工事契約の締結に千代田区議会の議決が必要であることは認め、また、参加原告が引用する判例については、本件申出書が摘示するとおりに判示している限りで認め、当該判例に係る参加原告の解釈は不知。

イ 「イ」は否認ないし争う。

(3) 「(3)」について

ア 柱書は争う。

イ 「ア」について

第1段落はおおむね認める。ただし、本件街路樹の伐採は、上記3(1)ウ(イ)のとおり「強行」されたものではない。

第2段落について、本件街路樹の「活力診断」の結果が甲B10に記載されたとおりであることは認める。ただし、樹木の健全度は、「活力診断」の結果のみではなく、各部位に係る各種診断の結果をも踏まえて判断されるものである。

ウ 「イ」について

本件工事契約に係る内訳書(甲B8)において、本件街路樹の伐採等の工程を示す上で「枯損木」との表記が用いられていることは認め、その余は否認ないし争う。なお、「枯損木」についての学術的ないし法的な定義は不明である。

エ 「ウ」は争う。

オ 「エ」について

(ア) 「(ア)」について

藤井教授の木陰に関する見解は、甲B18に記載の限りで認め、その余のイチョウないし本件街路樹に係る参加原告の見解は不知。

(イ) 「(イ)」は争う。

カ 「オ」について

(ア) 柱書及び「(ア)」ないし「(ウ)」は争う。

(イ) 「(エ)」について

第1段落は、千代田区が、本件工事区間の歩道について2

メートル以上の有効幅員を確保するためには本件街路樹を伐採する必要がある旨判断していること、移動等円滑化法の規定が本件申出書に摘示されたとおりであることは認め、その余は争う。

第2段落は認める。

第3段落は、本件条例及び本件施行規則の規定が本件申出書に摘示されたとおりであることは認め、その余は否認する。

千代田区は、本件施行規則に経過規定が存在しないという形式的な理由だけでなく、移動等円滑化法及び同法施行令の趣旨及びこれらの法令に基づいて策定された円滑化ガイドラインの趣旨等も勘案した上で、本件工事区間の歩道について2メートル以上の有効幅員を確保する必要がある旨判断したものである。

第4段落は、円滑化ガイドラインに本件申出書に摘示する記載があることは認め、その余は不知。

第5段落は、平成25年3月8日に開催された千代田区議会企画総務委員会における質疑及び答弁の内容については、甲B20に記載の限りで認め、また、同委員会において、本件条例制定に係る議案が可決すべきものとして決定されたことは認めるが、経過規定に係る千代田区の解釈内容及び「現にI期工事区間では同条例及び規則を柔軟に解して街路樹を保存する形で道路整備を実現した」との点は否認ないし争う。詳細は下記第3の4(4)エのとおりである。

第6段落ないし第8段落は、本件申出書に摘示されている内容が甲B21及び同22に記載されていることは認め、経

過規定に係る参加原告の解釈は不知、千代田区の判断が移動等円滑化法の解釈を誤っているとの点は争う。

(ウ) 「(オ)」について

甲B23の資料が令和2年12月25日の千代田区議会企画総務委員会で配付されたこと、甲B24によれば、藤井教授がおおむね本件申出書に摘示するようなことを述べていること、令和4年3月10日開催の本件協議会(第20回)において、同教授からのビデオメッセージが上映されたこと、その中で、同教授は、自らの意見が正確に伝わっていないことが懸念される旨の述べていたことは認め(ただし、甲B25の引用の趣旨は判然としない。)、その余は争う。

(エ) 「(カ)」について

販わいガイドラインを甲B3のとおり修正したことは認め、その余は争う。

(オ) 「(キ)」について

千代田区が第1事件答弁書第6の10・14及び15頁のとおり本件アンケートを実施したことは認め、その余は争う。

(カ) 「(ク)」について

千代田区が、本件工事契約締結にあたり、本件協議会での協議や検討結果をその判断材料としたことは認めるが、その余は争う。

(キ) 「(ケ)」は争う。

キ 「オ」(マ)は争う。

(4) 「(4)」及び「(5)」は争う。

4 「5」について

(1) 「(1)」について

本件申出書に摘示されている内容が甲B28に記載されていることはおおむね認め、また、本件街路樹について令和4年4月27日に2本伐採して以降、伐採を行っていないことは認める。その余は争う。

(2) 「(2)」は争う。

第2 「第4(マ) 監査請求の結果」についての認否
認める。

第3 本件申出書(第2事件訴状)に対する反論—請求の趣旨1項及び2項に係る反論—

1 本件工事契約が法及び施行令等の関係法令の規定に従い適法に締結されたものであり、それゆえ、同契約に基づく前払金及び残代金の支出に何ら違法と評価すべき点がないことは第1事件答弁書第7の1・24頁に記載したとおりである。

これに対し、参加原告は、①千代田区職員が千代田区議会において虚偽ないし不正確な説明を行ったことを前提に、本件工事契約締結に係る議案の議決が無効であり(主張①)、予備的に、②本件工事契約の締結は地方自治法2条14項並びに地方財政法4条1項及び同法8条に違反するものであり(主張②)、③本件工事契約締結に係る千代田区の判断に裁量権の逸脱濫用がある(主張③)などとし、本件工事契約が違法に締結されたものである旨主張する。

以下、当該主張につき、参加原告が本件申出書において整理した項目に従い、必要と認める範囲で反論する。

2 主張①について(本件申出書・8ないし24頁)

(1) 前提

ア 参加原告は、最高裁判所平成16年6月1日第三小法廷判決（判時1873号118頁）を引用の上、区議会議員の判断の前提となる事実関係について虚偽答弁があった場合には、形式的に法96条1項5号に基づく議決がなされたとしても、同号の趣旨に反し、当該議決は無効と解すべきとする。

イ しかし、上記判例は、法96条1項5号に基づく議決を経ずして公共工事に係る契約が締結された事案において、普通地方公共団体の長による当該工事の実施方法等の決定が、当該契約の締結につき同号を潜脱する目的でされたものと認められる場合は、当該決定を違法と解すべきであり、また、特段の理由に基づくものと認められる場合には、同号を潜脱する目的で行った違法なものということとはできない旨判断したものであり、本件のように、契約締結に係る議決がなされた事案において、いかなる場合に同号の趣旨に反することになるのかといった点については何ら判断していない。

ウ そもそも、参加原告の摘示する千代田区職員の答弁に何ら虚偽ないし不正確と評価すべき点がないことは下記(2)のとおりであるが、仮に、千代田区職員の答弁の一部に不正確な内容のものが含まれていたとしても、そのことをもって直ちに、本件工事契約締結に係る事務処理が「住民の代表の意思に基づいて適正に行われることができない」（本件申出書第2の4（2）ア・22頁）ということにはなり得ない。

なぜなら、ある議案に関する千代田区職員の答弁に接した区議会議員は、当然、当該答弁内容の真偽や適否を含めて熟考の上、当該議案についての自身の意見・見解を構築するものであり、仮に、上記答弁内容に疑義があれば、そのことについてさ

らに質問を重ねたり、また、議会を通じて、法が定める検査権（法 98 条参照）や調査権（法 100 条参照）といった権限を行使したりする機会も保障されているものである。そうだとすれば、ある議案につき不正確な答弁がなされたとしても、必ずしも、当該答弁の内容が当該議案に係る区議会議員の意思形成に直結するとは言えない以上、不正確な答弁がなされたという一事をもって区議会の議決の適正が直ちに左右されることには到底なり得ないというべきだからである。

そうすると、本件のように契約締結に係る議案について審議され、かつ、議決された場合と、上記判例のように一切審議の機会が設けられなかった場合とでは、明らかに事案を異にするから、これらを同列に扱い、直ちに判例の判断を本件に適用するのは、参加原告独自の見解であり、相当ではない。

エ しかるところ、参加原告は、千代田区職員の答弁内容に虚偽ないし不正確な点があった旨主張するのみで、その内容が千代田区議会議員らの判断内容や、上記定例会における審議内容にどのように影響したのかといった点等について何ら主張・立証していない（参加原告が虚偽ないし不正確であるとする答弁が、本件工事契約締結に係る議決がなされた令和 3 年千代田区議会第 3 回定例会（以下「**本件定例会**」という。）とは別の機会になされたものであることは第 1 事件答弁書第 7 の 4(2)・38 及び 39 頁のとおりである。）。

オ 以上からすれば、単に、千代田区職員の答弁内容に虚偽ないし不正確な点があったことだけを主張するのみで、本件工事契約締結に係る事務処理が「住民の代表の意思に基づいて適正に行われることができない」とする所論には、論理の飛躍がある

といわざるを得ない。

カ なお、以上の点を措くとしても、参加原告の摘示する千代田区職員の答弁内容には、下記(2)ないし(4)のとおり、何ら虚偽ないし不正確との評価を受けるべき点は存しない。

(2) 須貝課長の答弁について

ア 参加原告は、当初の賑わいガイドラインに記載（甲B2・5頁）されているとおりに本件工事を実施すれば、本件街路樹を伐採することなく本件工事区間の歩道の拡幅等を行うことは可能であるなどとして、令和3年9月21日に開催された千代田区議会企画総務委員会（以下「**本件委員会**」という。）における須貝課長の答弁のうち、「今ある街路樹がその位置にあると整備できない」との答弁（甲B6・5頁）が虚偽であるとするようである（※ 参加原告は、今後、主張書面等で千代田区議会における千代田区職員や区議会議員の発言を引用する場合などは、証拠番号のみならず、該当する発言等がどの頁に記載されているかということも明示されたい。）。

イ しかしながら、本件街路樹を伐採することなく本件工事区間の歩道拡幅等を行うことが可能であるとする客観的根拠が不明であるため、所論は参加原告独自の見解をいうものに過ぎない。

本件工事区間の歩道につき2メートル以上の有効幅員を確保する必要がある旨の千代田区の判断に合理性があること、また、現状、上記歩道の有効幅員は広いところでも1.7メートル程度しか確保できておらず（乙22・7枚目、乙30の1・4枚目参照）、かつ、同区間におけるパーキング・メーターの全廃が困難なため車道側にスペースを確保することができない以

上、同区間において2メートル以上の有効幅員を確保するためには、本件街路樹を伐採するほかないことは既に述べたとおりである（第1事件答弁書第7の3(2)・26ないし28頁）。

したがって、須貝課長の上記答弁に虚偽ないし不正確な点はないため、いずれにせよ、所論は失当である。

ウ この点、参加原告は、須貝課長及び印出井部長のいずれからも、駐車レーンまたはパーキング・メーターを設置するために街路樹の伐採が必要となるとの説明はなかった旨論難する。

しかしながら、須貝課長は、本件委員会の場において、「このⅡ期に関しては、Ⅰ期のようなパーキングをなくすという形ができませんので、・・・部長のほうも、街路樹をなぜ伐採するのかと、残してできないのかというところで答弁している」、「先ほども申しましたとおり、・・・今のイチョウをその位置に残しておくことはできない」旨、明言している（甲B6・7頁）。

したがって、須貝課長は、駐車レーンまたはパーキング・メーターを設置するために街路樹の伐採が必要となる旨説明しているため、参加原告の非難は当たらない。

(3) 「10か年」にわたって議論され、「全会一致と言っていいほど共通理解が図られている」旨の答弁について

ア 参加原告は、大要、街路樹の保存か伐採かについて10か年議論を行ってきたなどという事実はなく、本件工事に関し、地域住民が全員一致していると言えるほどの共通理解を図ることができていないなどとして、本件委員会における印出井部長の答弁のうち、「10か年にわたり、まさに沿道の、道路整備方針・・・共通理解が図られているところでございます」との答弁（甲B6・14及び15頁）が虚偽である旨主張するようで

ある。

イ しかしながら、印出井部長の答弁のうち、「10か年」というのは、街路樹の保存か伐採かについて議論を行った期間のことではなく、本件通り沿道の道路整備等について議論を行った期間を述べたものである。

このことは、同部長の上記答弁の中でも、「この神田警察通りの整備については・・・、10か年にわたり・・・」議論が積み重ねられた旨明言されており（甲B6・14頁）、また、本件定例会の場においても、「整備の方針は、協議会での約10年間の議論」された旨報告されている（甲A3・1枚目）など、千代田区議会議員の間でも共通認識となっているものである。

以上のとおり、印出井部長は、そもそも、街路樹に関する議論が行われた期間については何ら言及していない以上、所論は前提を欠き、失当である。

ウ なお、付言すると、平成23年9月14日に第1回本件協議会が開催されて以降、同年11月16日（第2回）、平成24年3月22日（第3回）、平成25年2月18日（第4回）、同年7月23日（第5回）、平成26年3月25日（第6回）、平成27年3月24日（第7回）、平成28年1月27日（第8回）、同年10月28日（第9回）、平成29年7月24日（第10回）、同年11月14日（第11回）、平成30年2月1日（第12回）、同年7月24日（第13回）、同年12月17日（第14回）、令和元年7月8日（第15回）、令和2年2月19日（第16回）、同年12月2日（第17回）、令和3年5月28日（第18回）、令和4年1月28日（第19回）、同年3月10日（第20回）と10年以上にわたり、20回の本件協

議会が開催され、本件通り沿道の道路整備等について議論を積み重ねてきた。

エ また、印出井部長の答弁のうち、「大方、全会一致と言っているほどの共通理解が図られている」（甲B6・14頁）とあるうちの「全会一致」とは、本件街路樹の伐採（一部移植）を含む本件工事の実施方法につき、本件協議会において、構成員から特段異論が出ず、合意形成されたことを述べたものである。

そして、このことは以下の点から明らかである。

オ すなわち、上記答弁では、「先ほど申し上げましたとおり」として、「大方、全会一致と言っているほどの共通理解が図られている」旨述べられているところ（甲B6・14頁）、その「先ほど」に当たる答弁では、「沿道整備協議会（本件協議会のことである。一引用者）の中ではほぼ全会一致というような形で、ご意見としてまとめられた」旨明言されている（甲B6・9頁）。他方で、上記の「大方、全会一致と言っているほどの共通理解が図られている」旨の答弁では、これに続けて、「具体の地先の方々の中でいろいろなご意見があるということについては・・・理解したところ」である旨言及する（甲B6・15頁）など、本件工事の方向性について地域区民において様々な意見があることが前提とされている。さらに、かかる答弁を受けた千代田区議会議員の間においても、「沿道の住民や事業者には様々な意見があるが、協議会ではほぼ全会一致で合意形成がされていること」が共通認識となっている（甲A3・1枚目）。

したがって、印出井部長の上記答弁は、地域の区民の間ではなく、あくまで本件協議会において、本件工事の方向性につきほぼ同協議会の委員の全会一致で合意形成された旨述べている

ものであることは疑いようがない。

それゆえ、所論は、印出井部長の上記答弁の趣旨を曲解し、独自の見解を述べるものに過ぎず、到底認められるものではない。

カ なお、参加原告は、本件協議会の問題点を縷々主張の上、同協議会の賛同があったとしても地域において「大方、全員一致とっていいほどの共通理解が図られている」わけではないとし、印出井部長の上記答弁が虚偽であるとも主張するようである（本件申出書第2の4（1）イ（オ）・16ないし18頁）。

しかし、所論は、印出井部長の答弁が「地域の区民の間で」全会一致の共通理解が図られている旨述べられたものであることを前提とするものであって、同部長がそのような趣旨の答弁をしたものではないことは上記のとおりである以上、所論は失当といわざるを得ない。

(4) 「対立にならないような形で進めていきたい」旨の答弁について

ア 参加原告の主張の趣旨は必ずしも判然としないが、本件委員会における「対立にならないような形で進めていきたい」（甲B6・18頁）、「対話の下で道路整備、公園整備、まちづくりを進めていくよう努めてまいりたい」（甲B6・22頁）との印出井部長の答弁にもかかわらず、その後の本件工事実施に向けた千代田区の対応が、およそ「対話」を行おうとする姿勢を伴わないものであったとして、上記答弁が虚偽である旨主張するものと解される。

イ しかしながら、千代田区は、本件工事契約締結に係る議決を得た後、複数回にわたり、本件工事に係る住民説明会や意見交

換会を開催しており（第1事件答弁書第6の28、32、33及び35・22及び23頁）、同区が、伐採反対派との対話の機会を設け、対立解消に努めたことは明らかである。

そして、これらの意見交換等を経た結果、同区は、本件通り沿道地域におけるこれ以上の対立激化を防止すべく、これ以上の議論の場を設けない旨判断したのであり、かかる判断に不合理な点がないことは既に述べたとおりである（第1事件答弁書第7の3(9)イ・38頁）。

したがって、かような千代田区の対応が、結果として、参加原告をはじめとする一部の区民の意に沿わなかったとしても、そのことをもって、印出井部長の上記答弁が虚偽であるなどと評価されるべきでないことは明らかである以上、所論は失当である。

ウ この点、参加原告は、令和4年4月9日に開催された意見交換会において、話合いが途中で打ち切られたなどとして、伐採推進派の対応を論難する。

しかし、同日の意見交換会は、当初、14時30分から16時までの実施が予定されていたところ（乙54）、実際は、予定時間を大幅に超過し、16時40分頃まで話合いが行われたものである。その間、伐採推進派が1名途中退席したことは事実であるが、上記のような時間超過からも明らかのように、かかる退席によって話合いが途中で打ち切られたという事実はない。

したがって、上記の意見交換会に関する参加原告の非難は当たらない。

エ 以上のとおり、印出井部長の上記答弁を虚偽であるとする所

論には理由がない。

(5) 小括

本件委員会における千代田区職員の答弁内容に虚偽ないし不正確な点があったとすることのみを理由として、本件定例会の議決が無効であるとする所論に理由はなく、また、そもそも須貝課長及び印出井部長の答弁内容には、何ら虚偽ないし不正確と評価されるような点がないことは明らかであるから、いずれにせよ、所論は失当である。

3 主張②について（本件申出書・24及び25頁）

(1) 参加原告は、健全な本件街路樹を枯損木として伐採しようとする本件工事契約は、不必要な経費の支出を伴うものであり、仮に、千代田区及び訴外大林が本件街路樹を枯損木ではないと認識しながら本件契約を締結したのであれば、本来必要でない経費を支出するために契約上の名目を偽り、本件工事契約を締結したことになるため、いずれにせよ、同契約の締結は、法2条14項及び地方財政法4条1項に反し違法である旨主張する。

(2) しかしながら、千代田区及び訴外大林が本件街路樹を伐採（一部移植）するのは、同街路樹が損傷し、又は腐朽化が進んでいるから（参加原告のいう「枯損木」に該当するから）ではなく、本件工事の施行に当たり必要だからである（上記2(2)ウ。なお、第1事件答弁書第7の3(2)・26ないし28頁参照）。

それゆえ、本件街路樹の伐採に要する費用は、本件工事の実施に当たり何ら不必要な経費などではない以上、かかる経費の支出を伴う本件工事契約締結が、法2条14条及び地方財政法4条1項に違反するものではないことは明らかであるため、所論は失当である。

(3) なお、参加原告は、仮に、本件街路樹が「枯損木」に該当しない場合、本件契約に係る内訳書（甲B 8）において「枯損木」との表記が用いることは、主権者である区民を欺くものである旨論難する。

しかし、東京都積算基準において、本件街路樹のような高木を「伐採」する工程に適用しうる施工単価（作業区分）というのは、「枯損木伐採工」及び「枯損木抜根工」しか存しない（甲B 17・5枚目。なお、中低木の伐採については「中低木撤去」の区分が適用される（同・6枚目）。）。また、植栽工（甲B 17・1枚目）、街路樹管理（甲B 17・2枚目）及び掘取り（甲B 17・3枚目）は、いずれも「伐採」の工程に適用されるものではない。高木の伐採等について、「枯損木伐採工」「枯損木抜根工」と表記することは、東京都積算基準に、「高木撤去」「高木伐採工」「高木抜根工」等の施工単価が存在しないため、慣習としてなされていることである。

したがって、上記内訳書において、かかる表記を用いることは何ら不合理なことではなく、参加原告の非難は当たらない。

(4) また、参加原告は、本件工事契約は、本件街路樹という千代田区の財産を毀損するものであるため、地方財政法8条にも違反するなどとも主張する。

しかしながら、本件街路樹を伐採（一部移植）し、本件工事区間にヨウコウザクラを植栽することが、同法8条の規定に照らし何ら合理性を欠くものではないことは既に述べたとおりである（第1事件答弁書第7の3(3)・28及び29頁）。

(5) なお、付言すれば、参加原告のいう、本件街路樹の「歴史的、景観的な価値」なるものが具体的にどういった価値のことを指し

ているのかは定かでないが、本件街路樹とⅠ期区間の街路樹（イチョウ）とでは、樹齢や植栽された時期が全く異なっており（詳細は定かでないが、「100年イチョウ」（本件申出書第2の3

（2）・6頁）とされるⅠ期区間の街路樹とは異なり、本件街路樹が植栽されたのは戦後のことである。）、現に、本件街路樹とⅠ期区間の街路樹とでは幹の太さが全く異なっている。すなわち、本件街路樹の幹周りはおおむね99.5センチメートル、太いもので123センチメートルであるのに対し、Ⅰ期区間の街路樹の幹周りはおおむね165センチメートル、太いもので217センチメートルであるなど、その様相も異なるものである。それゆえ、本件工事区間とⅠ期区間における「景観の連続性」なるものは、およそ観念し得ないというべきである（乙55参照）。

また、乙55のとおり、本件工事区間の日陰については、本件街路樹の緑陰ではなく、同区間に建ち並ぶ建物によるものと考えられる。それゆえ、当該建物によって日陰が作出される箇所において、参加原告のというような緑陰の問題がそもそも生じ得るものなのかは、不明である。

したがって、地方財政法8条違反をいう所論は、本件街路樹の価値なるものをそもそも見誤っているとも解されるものであり、いずれにせよ失当というべきである。

(6) 以上のとおり、本件工事契約の締結が、法2条14項並びに地方財政法4条1項及び同法8条に反し違法であるとする所論には、理由がない。

4 主張③について（本件申出書・29ないし39頁）

(1) 主張自体失当であること

仮に、本件工事契約締結の過程で千代田区の判断に裁量権の逸

脱濫用があったとしても、そのことをもって直ちに同契約の私法上の効力までも否定されるわけではない。そして、同契約が私法上無効とされない限り、同契約の履行として前払金や残代金を支出することが違法となるものではないことは既に述べたとおりである（第1事件答弁書第7の2・24及び25頁）。

この点、判例は、ある契約が私法上無効となるのは、当該契約締結に至るまでの判断に、「裁量権の範囲の著しい逸脱又は濫用があり」、当該契約を「無効としなければ地方自治法2条14項、地方財政法4条1項の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合に限られる」とする（最高裁判所平成20年1月18日第二小法廷判決・民集62巻1号1頁）。

しかるところ、所論は、単に、本件工事契約締結に当たっての千代田区の判断に裁量権の逸脱・濫用があった旨主張するにとどまるものであり、上記判例のいう「特段の事情」については何ら述べるところがない以上、主張自体失当といわざるを得ない。

なお、第1事件答弁書第7の2（24及び25頁）での述べた被告の主張を補足するに、当該主張において引用した最高裁判所平成25年3月21日第一小法廷判決（民集67巻3号375頁）は、違法に締結された契約が仮に私法上無効とまではいえない場合であっても、地方公共団体が「当該契約の取消権又は解除権を有しているときや」、「当該契約が著しく合理性を欠きそのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ」、客観的にみて、当該地方公共団体が「当該契約を解消することができる特殊な事情があるときでない限り、当該契約に基づく債務の履行」を行う権限を有する職員は、当該違法な契約に基づく債務の履行を行ってはならないという財務会計法規上

の義務を負うものとはいえないとしており（前掲最高裁判所平成20年1月18日判決も同旨）、契約に基づく債務の履行が違法となる場合については極めて限定的に解している。そして、本件において、千代田区が本件工事契約の取消権や解除権を有していないこと、並びに、同契約が「著しく」合理性を欠くものではないこと、及び客観的に、千代田区が同契約を解消できるような特殊な事情がなかったことは明らかというべきである（かような特殊な事情につき原告ら及び参加原告において何ら主張立証をしていない）以上、結局のところ、本件工事契約が私法上無効とされない限り、同契約の履行として前払金を支出すること及び残代金を支出することが違法となることはないと解すべきである。

したがって、本件工事契約締結の違法のみをいう参加原告（及び原告ら）の主張は、いずれにせよ主張自体失当である。

(2) この点を措くとしても、本件契約締結に当たっての千代田区の判断に何ら裁量権の逸脱・濫用がないことは下記(3)ないし(6)のとおり明らかである。以下、本件申出書第4の4（3）オで整理されている項目の順番に従い、必要と認める範囲で反論する。

(3) （ア）ないし（ウ）（本件申出書・29ないし31頁）について

本件委員会における千代田区職員の答弁内容に、虚偽ないし不正確と評価すべき点がないことは上記2(2)ないし(4)のとおりであり、また、本件工事の施行に当たり、本件街路樹を伐採する必要があることは上記2(2)ウのとおりである。

したがって、これらの点に係る千代田区の判断及び対応には、何ら裁量権の逸脱・濫用は認められないというべきである。

(4) （エ）（本件申出書・31ないし37頁）について

ア 参加原告の主張の趣旨は必ずしも判然としないものの、大

要、㊦円滑化ガイドラインの記載（甲B19、1-4頁）を根拠として、千代田区が経過措置として、本件工事区間の歩道の有効幅員を2メートル未満としたとしても移動等円滑化法の趣旨に反しない、㊧千代田区は、本件条例及び本件施行規則の改正に当たり、明示の経過規定を置かないものの柔軟に対応できるとの解釈を示している、㊨仮に柔軟に解することができないとしても、近隣区の条例施行規則においては経過規定が設けられている以上、千代田区が、本件施行規則を改正の上、経過規定を設けることは移動等円滑化法に反しないとして、本件工事区間の歩道の有効幅員を2メートル以上確保する必要があるとした千代田区の判断が誤りである旨主張するようである。

イ しかしながら、参加原告は、千代田区が仮に所論のように判断したとしても移動等円滑化法に「反しない」とするのみで（上記アにおける主張㊦及び㊧）、逆に、そのように判断しない、すなわち、経過措置を執らない又は本件施行規則に経過規定を設けないことがなにより違法であるというのかについては、何ら述べるところがなく、まったく不明というほかない。

また、この点を措くとしても、上記アの㊦ないし㊧の主張は以下のとおり理由がない。

ウ 上記アの主張㊦について

既に述べた通り、特定道路の歩道の有効幅員について、移動等円滑化法は、「主務省令」（移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（以下「**移動等円滑化基準**」という。）の基準（同法10条2項）を「参酌して」条例を定める旨規定しているのみで、上記基準で規定されているような経過措

置を各自治体の条例や条例施行規則に規定することや、各自治体においてそのような措置を執るべきことを義務付けているわけではない（第1事件答弁書第7の3(2)ア・26頁）。言うまでもなく、「参酌して」とはあくまで「参照して」との意である以上、移動等円滑化基準の記載のとおり経過措置を本件条例や本件施行規則を定めていないことや、記載のとおり経過措置を執らないことが、直ちに移動等円滑化法の解釈の誤りとなるものではない。

移動等円滑化法及び移動等円滑化基準の考え方を具体化した円滑化ガイドラインにおいても、当然、各自治体の条例や条例施行規則に経過規定を設けるべきとする記載はない。

他方、特別区道の歩道の有効幅員を原則2メートル以上とする本件施行規則の規定（11条1項）を適用し、これを緩和するような経過措置を執らないことが、移動等円滑化法の趣旨に一層合致するものであることについても既に述べたとおりであり（第1事件答弁書第7の3(2)ア・26頁）、また、このことは、「特定道路等を構成する道路に設ける歩道等は、車椅子使用者がいつでもすれ違える幅員を確保しなければならない」（甲B19・1-4頁。この車椅子使用者がいつでもすれ違える幅員というのが2メートルである（乙9参照）。）とする円滑化ガイドラインの記載にも適合するものである。

したがって、同ガイドラインの記載に照らしても、千代田区の本件工事区間の歩道の有効幅員に関する判断に何ら不合理な点はない以上、所論は失当である。

エ 上記アの主張④について

(ア) 参加原告は、本件条例の改正に係る議案が審議された平成

25年3月8日開催の千代田区議会企画総務委員会での千代田区職員の答弁内容を理由に、千代田区は、本件施行規則において特定道路の歩道の有効幅員に係る経過規定は置かないものの、当該幅員については柔軟に対応できるとの解釈を示した旨主張する。

- (イ) しかし、上記委員会における千代田区職員（環境まちづくり部道路公園課長及び都市基盤整備担当部長）の答弁の趣旨は、次のとおりである。すなわち、本件条例及び本件施行規則には、道路法30条3項に基づき、道路（区道）の構造の技術的基準について定めた規定と、移動等円滑化法10条に基づき、千代田区内の特定道路の構造について定めた規定とが併存しているところ、前者については、歩道の幅員につき「原則として」2メートル以上とする旨定められている（本件条例11条3項、本件施行規則11条1項）一方で、特定道路の歩道の有効幅員については、東京都の定める基準（都道における移動等円滑化の基準に関する条例（平成24年条例第149号。乙56。以下「**本件都条例**」という。）4条及び都道における移動等円滑化の基準に関する条例施行規則（平成24年規則第169号。乙57。以下「**本件都施行規則**」という。）3条1号）の規定に合わせ、「原則として」という文言を使用せずに、単に「2メートル以上とする」ことと（本件条例39条、本件施行規則27条1号）したというものである。
- (ウ) そして、特定道路の歩道の有効幅員につき東京都の基準に合わせたというのは、あくまで、上記の「原則として」の文言の有無についてのみであって、経過規定の存否をどのよう

に解釈したかについては、上記答弁においては一切言明されていない。なお、言うまでもなく、本件施行規則では、本件都施行規則とは異なり、上記有効幅員に係る経過規定は設けられなかったのであり、千代田区が、本件施行規則の規定について、全て東京都の基準に平仄を合わせたという事実は存しない。そして、I期区間の整備工事において、本件施行規則の規定を柔軟に解釈したという事実がないことは、第1事件答弁書第7の3(2)ウ・27頁で述べたとおりである。

- (I) したがって、参加原告の摘示する千代田区職員の答弁は、千代田区が本件施行規則に「経過規定は置かないものの柔軟に対応できるとの解釈を示した」ものとは到底認められず、所論は当該答弁の趣旨を曲解するものであり失当である。

オ 上記アの主張㊦について

参加原告は、近隣区の移動等円滑化法の条例施行規則の規定を引用し、本件施行規則を改正して経過規定を設けることは移動等円滑化法に反しない旨主張する。

しかし、これについても既に述べたとおり、近隣区の規則は同区域内の特別区道にそれぞれ適用されるものである以上、かかる経過規定を設けた近隣区の規則が存在するからといって、直ちに本件施行規則にも同じ規定を設けなければならない理由にはならない（第1事件答弁書第7の3(2)ア・27頁）。

千代田区道を含む各特別区道は、当該各区において、安全かつ円滑な交通を確保することができるよう管理を行うこととされ（道路法16条1項、29条、法283条2項、281条2項）、かつ、実際にも、各区の区域内の特別区道に関する事情は、決して一様のものではなく、当該各区が最も精通している

ことを踏まえれば、移動等円滑化法の上記規定（同法10条）は、特定道路のうち、国道以外の道路の管理については、道路管理者たる当該自治体に広範な裁量を認めている趣旨であると解すべきである。

そして、本件施行規則に経過規定を設けていないこと（これを設けるための改正をしないこと）は、千代田区の合理的裁量の範囲内であり、このことは、経過措置を設けた近隣区の規則の存在によって左右されるものではない以上、かかる近隣区の規則を根拠として、千代田区による移動等円滑化法の解釈が誤っている旨主張する所論は失当である。

カ 以上のとおり、所論はいずれも参加原告独自の見解を述べるものに過ぎない。特定道路の歩道の有効幅員を2メートル以上にすべきとの千代田区の判断に何ら不合理な点はない以上、かかる判断に裁量権の逸脱濫用は認められないというべきである。

(5) (オ) ないし (キ) (本件申出書・37ないし39頁) について
千代田区の判断及び対応に何ら裁量権の逸脱・濫用が認められないことは、第1事件答弁書第7の3(6)ないし(8)・31ないし37頁、並びに同第7の4(3)イ・40頁に記載のとおりである。

(6) (ク) (本件申出書・39及び40頁) について

ア 参加原告は、本件協議会が地域の共通理解を図る場として十分に機能してこなかったとして、本件工事契約締結に当たり、同協議会での議論や意見を過度に重視すべきではないとする。

イ しかしながら、本件協議会は、本件通り沿道の町会や商店会の代表者等、その地域を代表する者を構成員としている以上

(乙4)、同協議会において合意された内容は、当該地域の意向

を反映しているものと捉えてしかるべきである（なお、町会における情報伝達等の機能が喪失されていると解されないことは既に述べたとおりである（第1事件答弁書第7の3(8)ウ・36及び37頁）。）。

そして、当該構成員に本件工事区間の沿道に実際に居住する区民が含まれていなかったり、当該構成員の男女比率が等しくないからといって、本件協議会での協議や検討の内容が直ちに不合理なものとなるわけではない。なぜなら、上記の事情は、結果的に、町会等の各団体の代表として選出された者の中に本件工事区間の沿道に実際に居住する区民が含まれていなかった、また同様に、代表として選出された者が男性だったということの意味するものに過ぎず、これによって、本件協議会が上記のような各地域を代表する者によって構成されているという事実が左右されるものではなく、同協議会での協議や検討の過程に瑕疵があることには到底なり得ないからである。

ウ したがって、千代田区が、本件工事の方針等の決定に当たり、本件協議会での協議や検討を重視したとしても何ら不合理ではなく、裁量権の逸脱濫用は認められないというべきである。

(7) 小括

以上のとおり、本件工事契約締結に至るまでの千代田区の判断に、裁量権の逸脱濫用は認められない以上、所論は失当である。

第4 本件申出書（第2事件訴状）に対する反論—請求の趣旨第3項に係る反論—

1 本案前の主張の補充

被告は、参加原告の予備的主張（本件申出書第2の5（1）・42

及び43頁)を前提とする本件訴え(請求の趣旨第3項に係る訴え)が不適法な訴えであることについて、以下のとおり主張を補充する。

- (1) 本件訴えは、法242条の2第1項3号に基づくものであるところ、同号にいう「当該執行機関又は職員」とは、「当該怠る事実」にかかる権限を有する者をいうものとされる(東京地方裁判所平成12年8月29日判決・判時1733号33頁)。
- (2) この点、千代田区工事施行規程(昭和47年訓令甲第10号。以下、「**本件工事施行規程**」という。)によれば、工事の全部又は一部の施行の中止及び中止の解除の措置は、「工事主管課長」が執ることとされているところ(本件工事施行規程20条1項)、同条項が定める中止の措置は、事後的に解除しうるものであることが前提とされていること(同条項)、また、同条2項が、中止等の措置が契約内容に与える影響を踏まえ、その際の対応について規定していることから、同条1項の定める「工事の全部又は一部の施行の中止」の措置とは、工事契約が有効であることを前提としてなされる措置のことをいうものと解される。

そうすると、本件約款19条に基づく工事の中止措置というのも、本件工事契約が適法かつ有効であることを前提とするものである以上、当該措置の権限は、本件工事施行規程20条1項により、「工事主管課長」(本件では道路公園課長)に属することとなる(乙47及び49参照)。

- (3) しかるところ、参加原告の予備的主張は、本件工事契約が適法と解されるとしても、千代田区が本件約款19条に基づく本件工事の一時中止の通知をしないことをもって怠る事実と構成し、千代田区長を被告として、その違法確認を求めるというものであ

る。それゆえ、本件訴えは、被告適格のない者を被告とする不適法な訴えといわざるを得ない。

- (4) したがって、参加原告の予備的主張を前提としても、本件訴えは却下を免れない。

2 本案の主張に対する反論

- (1) 参加原告は、主位的に、本件工事契約の締結が違法であるから、本件工事は直ちに中止されなければならないにもかかわらず、被告が同工事を中止させないことが違法な怠る事実であり、予備的に、仮に、本件工事契約が適法であるとしても、本件約款19条に基づき、被告が本件工事の一時中止の通知をしないことが違法な怠る事実である旨主張する。

- (2) しかし、本件工事契約の締結に当たり、何ら違法と評価されるべき事実、事情がないことは上記第3のとおりであるから、同契約が違法に締結されたことを前提とする参加原告の主位的主張には、理由がない。

- (3) また、予備的主張において、参加原告は、「2本を除いて請負者たる訴外大林道路が伐採に取りかかれないという事態が続いている」という事情をもって、「工事を施工できないと認められる」（本件約款19条1項。甲B8）事態が生じているとするようである。

しかしながら、本件工事は、あくまで本件工事区間の道路整備を目的とする工事であって、本件街路樹を伐採するための工事ではない。それゆえ、本件街路樹を伐採できないという一事をもって、本件工事を施工できないと認めることは困難である。

したがって、本件街路樹の伐採に取りかかれないことのみをもって、千代田区が本件工事の一時中止を通知しなければならない

とする所論は、本件工事の本旨を正解しないものとして失当である。

- (4) 以上のとおり、被告（及び道路公園課長）が、工事中止の措置を執らないことにつき、何ら違法と評価されるべき事由はないから、いずれにせよ所論は失当である。

第5 結語

以上のとおり、原告ら及び参加原告の主張に理由がないことは明らかであるから、原告ら及び参加原告の請求は速やかに棄却されるべきである。

以 上